

建築物の新築の場合の自動二輪車駐車施設の附置について（概要）

第4条の2《抜粋》

1. 別表第2(ア)項に掲げる地域又は地区内において、特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ(エ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値の台数以上の規模を有する自動二輪車駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない。
2. 延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合は、前項中「合計した数値」とあるのは、「合計した数値に(オ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値」とする。

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

| | | | |
|-----|---|---------------------------|--|
| (ア) | 商業地域又は近隣商業地域 | | 周辺地区 |
| (イ) | 1,000平方メートル | | 2,000平方メートル |
| (ウ) | 百貨店その他の店舗 | 特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。) | 特定用途(共同住宅を除く。) |
| (エ) | 1,000平方メートル | 2,000平方メートル | 2,000平方メートル |
| (オ) | $1 - (1,000 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積})) / (5,000 \text{平方メートル} \times \text{延べ面積})$ | | $1 - (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積})$ |

備考 (イ)項に掲げる面積、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び(オ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

本資料は概要版です。建築計画等を行う際には、必ず条例をご確認くださいませよう願ひいたします。